


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
1) 改正の要旨 地方公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日施行となることに伴い、当該条例内の引用条項のずれについて、改正するものである。					
2) 主な改正点 第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。					
3) 施行日等 平成28年4月1日					
4) 影響及び効果 特になし					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。 上記の条例を改正する議案を平成27年第4回市議会定例会に議案として提案したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。